

保険料を支払うだけでは勿体ない!
返済不要の『**雇用関係助成金**』は
雇用保険料が財源の**<給付金>**です。

要件を満たし**申請**すれば**受給**可能!

計画

計画書などを
作成提出

- 受給要件を確認
- 計画等のタイムスケジュールの確認
- 計画の立案
- 計画書作成、提出

取組

計画に基づ
き取り組み

- 取組内容の確認
- 取組等のタイムスケジュールの確認
- 取組の実行、記録、証拠書類等の保管

申請

計画が終了
したら申請

- 取組結果を確認
- 申請等のタイムスケジュールの確認
- 様式の作成、添付書類の準備、提出

主な取り組み事例

新たに労働者を雇い入れる
有期雇用労働者を正規雇用に変換
有期雇用と正規雇用の賃金規定共通化
労働者の雇用環境の整備を図る
仕事と家庭の両立支援に取り組む
労働者等の職業能力の向上を図る
労働者の雇用維持を図る
離職する労働者の再就職支援を行う

主な受給の共通要件

雇用保険の適用事業主
必要書類を整備保管し審査や調査に協力
申請期間内に申請を行う
労働保険料の滞納がない
過去5年間に不正受給をしていない
過去1年間に労働関係法令違反なし
風俗関連営業でなく暴力団と無関係
基準日時点で倒産していない

社労士に助成金顧問を依頼するメリット

- ☆ 計画から支給申請までのスケジュール管理を任せられる
- ☆ 受給要件のポイントだけを把握し本業に専念できる
- ☆ 適正な労務管理や雇用環境の整備が実質無料で実現
- ☆ 業務委託費は助成金の受給額で補填でき利益も残る
- ☆ 自ら情報収集しなくても最新情報やアドバイスが得られる



雇用・労働分野の助成金例 (2023年度)

取組	助成金名	助成概要	助成内容																		
雇用環境整備	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	有期雇用労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)を正規雇用労働者等へ転換または直接雇用を実施	【中小企業:1年度1事業所20人迄】 ①有期雇用⇒正規雇用への転換等 1人： 57万円 ②無期雇用⇒正規雇用への転換等 1人： 28.5万円 加算A：母(父)子家庭の母(父)： 上記①・・・ 9.5万円 上記②・・・ 4.75万円 加算B：派遣労働者直接正規雇用： 28.5万円																		
両立支援	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース) (子育てパパ支援助成金)	男性が育児休業を取得しやすい職場環境作りに取り組み、実際に取得	【中小企業：第1種】（1企業1回） ◆ 20万円 代替要員加算： 20万円 <3人以上 45万円 > 【中小企業：第2種】（1企業1回） ①1事業年度以内育休取得率30%以上の上昇 60万 ②2事業年度以内育休取得率30%以上の上昇 40万円 ③3事業年度以内育休取得率30%以上の上昇 20万円																		
雇用環境整備	業務改善助成金	事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等に取り組む ＜取り組み例＞ ・機器・設備導入 ・人材育成、教育訓練実施 ・経営コンサルティング 等	<table><tr><th>最低賃金 引上げ額</th><th>労働者数</th><th>助成上限額 (規模30人未満)</th></tr><tr><td rowspan="5">30円以上</td><td>1人</td><td>60万円</td></tr><tr><td>2～3人</td><td>90万円</td></tr><tr><td>4～6人</td><td>100万円</td></tr><tr><td>7人以上</td><td>120万円</td></tr><tr><td>10人以上</td><td>130万円</td></tr></table> ★別途45・60・90円以上コース毎に助成額基準有 ★10人以上の上限額適用は特例事業者のみ対象 <table><tr><th>事業場最低賃金額</th><th>助成率</th></tr><tr><td>地域別最低賃金との 差額が30円以内</td><td>3/4（4/5）</td></tr></table> ※（ ）は、生産性要件該当時の助成率 ◆事業完了期限：2024年2月28日まで	最低賃金 引上げ額	労働者数	助成上限額 (規模30人未満)	30円以上	1人	60万円	2～3人	90万円	4～6人	100万円	7人以上	120万円	10人以上	130万円	事業場最低賃金額	助成率	地域別最低賃金との 差額が30円以内	3/4（4/5）
最低賃金 引上げ額	労働者数	助成上限額 (規模30人未満)																			
30円以上	1人	60万円																			
	2～3人	90万円																			
	4～6人	100万円																			
	7人以上	120万円																			
	10人以上	130万円																			
事業場最低賃金額	助成率																				
地域別最低賃金との 差額が30円以内	3/4（4/5）																				



社労士オフィス羽場

〒663-8186

兵庫県西宮市上鳴尾町5-5

☎：0798-46-3714 ☎ 平日9:00～17:00

Fax：050-3588-1552

★E-mail：officehaba@gmail.com

★URL：https://haba.lifestaff.net

